

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に、役場から国民年金に加入するようにとの連絡があったので、私の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。私の夫と二人一緒に国民年金保険料を納付していたはずなのに、私の国民年金保険料のみが最初の一年間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、12 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額と一致している上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその夫については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされており、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和26年7月1日であると認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から27年1月1日まで
: ② 昭和27年5月15日から28年9月まで

私は昭和25年5月から28年9月までの間、飲食店に派遣されて継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、この途中の申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は両申立期間中、派遣元のA社又はB社のいずれかの事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、申立期間①直前の昭和25年5月1日から26年7月1日までの間のB社における加入記録、並びに申立期間①及び②の間の27年1月1日から同年5月15日までの間のA社における加入記録が、社会保険事務所（当時）において、平成20年8月25日付けで、申立人の基礎年金番号に統合されていることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳等では、A社における加入記録は申立期間①を含む昭和26年7月1日から27年5月15日までの期間であることが確認できることから、申立人が申立期間①において、申立事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、未統合の昭和26年7月

1日の社会保険庁（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、A社は昭和30年12月1日付けで適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態はもとより、厚生年金保険の加入状況等が不明である。

また、申立人は元同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿等では、申立人の被保険者記録が、オンライン記録どおり、昭和26年7月1日から27年5月15日までの間、確認できるのみであり、申立期間②において、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで

申立期間については、国民年金保険料を納付していたが、厚生年金保険期間と重複していたとして、納付した国民年金保険料の 3 万 6,000 円は、還付済みとされている。私は申立期間の国民年金保険料の還付金を受け取っていないため、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、当該期間は厚生年金保険の加入期間と重複しているため、国民年金保険料の納付済期間とすることはできないことから、国民年金保険料の還付処理を行うことについて不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳では、申立期間の国民年金保険料 3 万 6,000 円が昭和 57 年 6 月 28 日付けで還付処理された記載が確認できる上、当該記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が無いというほかに還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から20年3月まで

私は申立期間中、A社のB事業所で研修生として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所に昭和19年3月に入社し、20年3月に帰郷するまで勤務していたことは間違いなく、また、同時期に入社した元同僚には当該事業所に係る加入記録があるとのことなので、私も加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人と異なる部署で勤務していたとする元同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同社のB事業所に在籍していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録等では、A社のB事業所は適用事業所として確認できない。

また、A社及び同社本社では、申立期間当時の人事関係書類及び社会保険関係書類は保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態はもとより、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無い上、申立期間当時にB事業所で勤務していたとして申立人が挙げる元同僚2人の氏名も無い。

加えて、厚生年金保険法の施行によって被保険者となることとなった女子の労働者については、被保険者期間（保険料控除期間）は昭和19年10月1日か

ら起算されるため、申立期間のうち、19年3月から同年9月までの期間については、被保険者とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 8 日まで
② 昭和 48 年 9 月 30 日から 49 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 1 日から 50 年 8 月 29 日まで
④ 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 9 月 5 日まで
⑤ 昭和 53 年 3 月 23 日から 62 年 1 月 まで

私は昭和 44 年 3 月から 62 年 1 月までの間、私の父親が立ち上げた A 社に勤めていたにもかかわらず、社会保険庁（当時）では、申立期間①から⑤までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は全申立期間を通して、A 社から給与を支給されており、私の父親が社会保険に加入させると言っていたので、厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、A 社（現在は、B 社）における申立人の厚生年金保険の加入記録が、申立期間①直前の昭和 44 年 3 月 5 日から同年 3 月 31 日までの期間及び申立期間④と⑤の間の 52 年 9 月 5 日から 53 年 3 月 23 日までの期間の 2 回確認できるところ、B 社が保管する申立事業所に係る被保険者資格喪失確認通知書等では、当該事業所が社会保険事務所（当時）に対し、申立人に係る被保険者資格について、オンライン記録どおり、1 つ目の加入記録の喪失日を 44 年 3 月 31 日付けとして、また、2 つ目の加入記録の取得日を 52 年 9 月 5 日付け、喪失日を 53 年 3 月 23 日付けとして届け出ていることが確認できる。

また、B社では、これらの通知書等のほかに、申立人に係る関係資料を保管していないとしているため、全申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格が、社会保険庁のオンライン記録どおりとなっていることが確認できるのみであり、全申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、全申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 17 日から 36 年 4 月 10 日まで
② 昭和 36 年 4 月 15 日から 同年 11 月 12 日まで

申立期間①については、A社(現在は、C社)に、申立期間②については、B社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁(当時)では、いずれの期間にも厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、両事業所で運転手として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社では、同社が保管する申立事業所に係る社会保険の加入台帳には、当該期間及びその前後において、申立人の氏名は確認できないとしている上、このほかに申立期間当時の人事関係書類は保管していないとしているため、申立人の申立事業所における勤務実態は不明である。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が挙げた元同僚の氏名が確認できない上、別の複数の元同僚は、「申立事業所では、入社後1年間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」などと供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間①当時、一部の従業員については、入社後、直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、オンライン記録等では、当該期間当時にB社D支店という名称の適用事業所が確認できるところ、当該事業所を引き継ぐ同社E支店では、同社が保管している当該期間及びその前後の期間の申立事業所に係る被保険者資格取得届等には、申立人の氏名は確認できないとしている上、そのほかに申立期間当時の人事関係書類は保管していないとしているため、申立人の申立事業所における勤務実態は不明である。

また、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の複数の元同僚からは、申立てを裏付ける供述等は得られず、うち一人の元同僚は、「申立事業所の入社後、2、3か月は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では申立期間②当時、一部の従業員については、入社後、直ちには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該名簿では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。